

平成 29 年度

川崎市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

川崎市監査委員



30川監第225号  
平成30年8月20日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市監査委員	寺岡章二
同	植村京子
同	花輪孝一
同	山田益男

## 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見 の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成29年度川崎市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出します。



# 目 次

## 平成29年度 川崎市健全化判断比率審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の方法	1
第3	審査の期間	1
第4	審査の結果	1
	健全化判断比率の状況	2
1	実質赤字比率	4
2	連結実質赤字比率	6
3	実質公債費比率	9
4	将来負担比率	11
5	むすび	14

## 平成29年度 川崎市資金不足比率審査意見

第1	審査の対象	15
第2	審査の方法	15
第3	審査の期間	15
第4	審査の結果	15
	資金不足比率の状況	16
1	地方公営企業法適用企業	17
	(1) 病院事業会計	17
	(2) 下水道事業会計	17
	(3) 水道事業会計	18
	(4) 工業用水道事業会計	18
	(5) 自動車運送事業会計	19
2	地方公営企業法非適用企業	20
	(1) 卸売市場事業特別会計	20
	(2) 港湾整備事業特別会計	20
	(3) 生田緑地ゴルフ場事業特別会計	21
3	むすび	21

- 注 1 文中に用いる金額は原則として万円単位で表示し、単位未満は切り捨てである。また、文中に用いられている表の金額は原則として千円単位で表示し、単位未満は切り捨てである。
- 2 各比率はすべて百分率で表示し、原則として表示単位未満は切り捨てである。なお、前年度比については表示単位未満を四捨五入してある。
- 3 各表中の符号の用法は次のとおりである。
- 「-」……………皆無又は該当数値なし
  - 「0」、「0.0」……該当数値はあるが、単位未満のもの
  - 「…」……………算出不能、無関係、不明、1,000%以上の増減率など
- 4 各図表中、負の値となるものは値の前に「△」を付してある。
- 5 用語の定義等は特段の定めがある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号）の定めるところによる。

# 平成29年度川崎市健全化判断比率審査意見

## 第1 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、一般会計及び特別会計並びに公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類、地方財政状況調査表、公債台帳、交付税算定台帳、設立法人等財務諸表その他の関係書類を照合するとともに、関係局長から説明を聴取し、その適正性について審査した。

## 第3 審査の期間

平成30年6月1日から同年8月3日まで

## 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は、上に述べた方法により審査した結果、法令の規定に従って適正に算定されていた。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

## 健全化判断比率の状況

(単位：%)

区分	29 年度	28 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	6.9	7.2	25.0	35.0
将来負担比率	121.7	118.3	400.0	/

地方公共団体は、上記の健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合を除く。）、財政健全化計画を定めなければならない。本市においては、全ての比率において早期健全化基準未満であった。

実質赤字比率は、実質赤字が発生しなかったため算出されなかった。

連結実質赤字比率は、連結実質赤字が発生しなかったため算出されなかった。

実質公債費比率は6.9%で、早期健全化基準の25.0%を下回った。

将来負担比率は121.7%で、早期健全化基準の400.0%を下回った。

各比率の対象となる会計等は、第1図のとおりである。



# 第 1 図 対象会計等の範囲

一般会計等	一 般 会 計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計				
		公害健康被害補償事業特別会計				
		勤労者福祉共済事業特別会計				
		墓地整備事業特別会計				
		公共用地先行取得等事業特別会計				
公債管理特別会計						
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	競輪事業特別会計	資金不足比率	準元利償還金の対象会計	将来負担比率	
		国民健康保険事業特別会計				
		後期高齢者医療事業特別会計				
		介護保険事業特別会計				
公営企業会計	地方公営企業法適用企業	病院事業会計	資金不足比率	準元利償還金の対象会計	将来負担比率	
		下水道事業会計				
		水道事業会計				
		工業用水道事業会計				
		自動車運送事業会計				
	地方公営企業法非適用企業	卸売市場事業特別会計				
		港湾整備事業特別会計				
		生田緑地ゴルフ場事業特別会計				
一 部 事 務 組 合		資金不足比率	準元利償還金の対象会計	将来負担比率		
土 地 開 発 公 社						
損 失 補 償 団 体						

各比率の状況は、次のとおりである。

## 1 実質赤字比率

実質赤字比率は、第1表のとおりである。

第1表 実質赤字比率

(単位:千円、%)

項 目	金 額			前年度比
	29 年度	28 年度	比較増△減	
実質赤字額(a+b+c=A)	△ 716,641	△ 577,399	△ 139,242	124.1
繰上充用額*1(a)	△ 809,031	△ 825,920	16,889	98.0
支払繰延額(b)	—	—	—	…
事業繰越額(c)	92,390	248,521	△ 156,131	37.2
標準財政規模*2(B)	360,255,112	313,794,978	46,460,134	114.8
(A/B×100)	△ 0.19	△ 0.18		
<b>実質赤字比率</b>	<b>—</b>	<b>—</b>		
<b>早期健全化基準</b>	<b>11.25</b>			
<b>財政再生基準</b>	<b>20.00</b>			

(注) 実質赤字である場合、実質赤字額は負の値で表示される。この場合実質赤字比率は算出されない。

<算定式>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\begin{aligned} \text{実質赤字額} &= \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額}) \\ &= \text{歳入総額} - \text{歳出総額} - \text{翌年度に繰り越すべき財源}^{*3} \end{aligned}$$

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

当年度の実質赤字比率は、実質赤字額(A)がマイナス7億1,664万円となっており、実質赤字となったため算出されなかった。

繰上充用額(a)はマイナス8億903万円となっており、実質赤字であるため発生していない。支払繰延額(b)はなく、事業繰越額(c)は9,239万円であった。これは、全額母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計に係るものであり、国の予算から支出される福祉資金貸付債に伴うもので、母子父子寡婦福祉資金貸付事業に係る剰余金は、後年度において貸し付けるための財源として、事業繰越として取り扱うことによるものである。

標準財政規模(B)は3,602億5,511万円となっており、標準財政規模に算入される標準税収入額等が増加したことにより、前年度に比べ464億6,013万円増加している。

---

\*1 繰上充用額

歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額

繰上充用額 = イ - {(ロ + ハ + ニ) - ホ}

イ：歳入歳出差引額

ロ：継続費逡次繰越額

ハ：繰越明許費繰越額

ニ：事故繰越繰越額

ホ：ロからニまで、支払繰延額及び事業繰越額に係る未収入特定財源

\*2 標準財政規模

標準的な一般財源の規模を示すもの。臨時財政対策債発行可能額を含む。

\*3 翌年度に繰り越すべき財源

事業繰越等により翌年度のために必要とされる財源を繰り越したもの。繰越額から未収入特定財源を除いたものと等しい。

## 2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、第2-1表のとおりである。

第2-1表 連結実質赤字比率

(単位:千円、%)

項 目	金 額			前年度比
	29年度	28年度	比較増△減	
連結実質赤字額 ((a+b)-(c+d)=A)	△ 30,785,771	△ 30,153,859	△ 631,912	102.1
実質赤字合計額* <sup>1</sup> (a)	—	—	—	…
資金不足額合計額* <sup>2</sup> (b)	224,959	—	224,959	…
実質黒字合計額* <sup>3</sup> (c)	1,299,955	2,451,754	△ 1,151,799	53.0
資金剰余額合計額* <sup>4</sup> (d)	29,710,775	27,702,105	2,008,670	107.3
標準財政規模 (B)	360,255,112	313,794,978	46,460,134	114.8
(A/B×100)	△ 8.54	△ 9.60		
<b>連結実質赤字比率</b>	<b>—</b>	<b>—</b>		
<b>早期健全化基準</b>	<b>16.25</b>			
<b>財政再生基準</b>	<b>30.00</b>			

(注) 連結実質黒字である場合、連結実質赤字額は負の値で表示される。この場合連結実質赤字比率は算出されない。

<算定式>

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字額} = (\text{実質赤字合計額} + \text{資金不足額合計額}) - (\text{実質黒字合計額} + \text{資金剰余額合計額})$$

連結実質赤字比率は、全ての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

当年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額(A)がマイナス307億8,577万円となっており、連結実質黒字となったため算出されなかった。

なお、一般会計等及び公営企業に係る特別会計以外の特別会計の会計別実質収支額は第2-2表、公営企業会計の会計別資金剰余額は第2-3表のとおりである。

**第 2 - 2 表 総計による会計別実質収支額**  
**(一般会計等及び公営企業に係る特別会計以外の特別会計)**

(一般会計等)

(単位:千円)

会 計 名	歳入額(1)	歳出額(2)	翌年度に繰 り越すべき財 源(3)	実質収支額 (1)-(2)-(3)
一 般 会 計	700,691,551	697,514,436	2,977,326	199,789
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	500,945	408,555	92,390	-
公害健康被害補償事業特別会計	236,946	85,327	-	151,619
勤労者福祉共済事業特別会計	98,077	98,077	-	-
墓地整備事業特別会計	511,939	146,706	-	365,233
公共用地先行取得等事業特別会計	387,643	387,643	-	-
公債管理特別会計	212,252,727	212,252,727	-	-
<b>小 計</b>	/	/	/	<b>716,641</b>

(一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計)

会 計 名	歳入額(1)	歳出額(2)	翌年度に繰 り越すべき財 源(3)	実質収支額 (1)-(2)-(3)
競輪事業特別会計	16,912,493	16,791,588	-	120,905
国民健康保険事業特別会計	141,312,760	138,813,268	2,499,492	-
後期高齢者医療事業特別会計	15,177,425	14,442,717	734,708	-
介護保険事業特別会計	86,933,263	86,457,976	12,878	462,409
<b>小 計</b>	/	/	/	<b>583,314</b>
<b>合 計</b>	/	/	/	<b>1,299,955</b>

(注) 歳入額及び歳出額それぞれの総計を一致させるため、各会計において端数調整を行っている。

## 第 2 - 3 表 会計別資金剰余額（公営企業会計）

（地方公営企業法適用企業）

（単位：千円）

会 計 名	流動資産等 (1)	算入地方債 (2)	流動負債等 (3)	資金剰余額 (1)-(2)-(3)
病 院 事 業 会 計	6,542,361	-	4,680,751	1,861,610
下 水 道 事 業 会 計	20,650,399	-	11,616,660	9,033,739
水 道 事 業 会 計	18,627,507	-	7,518,889	11,108,618
工 業 用 水 道 事 業 会 計	8,348,410	-	845,355	7,503,055
自 動 車 運 送 事 業 会 計	1,489,077	-	1,714,036	△ 224,959
<b>小 計</b>				<b>29,282,063</b>

（地方公営企業法非適用企業）

会 計 名	歳入額等(1)	算入地方債 (2)	歳出額(3)	資金剰余額 (1)-(2)-(3)
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	1,669,337	-	1,669,337	-
港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	1,848,061	-	1,837,141	10,920
生 田 緑 地 ゴ ル フ 場 事 業 特 別 会 計	593,789	-	400,956	192,833
<b>小 計</b>				<b>203,753</b>
<b>資金不足額合計額</b>				<b>224,959</b>
<b>資金剰余額合計額</b>				<b>29,710,775</b>
<b>合 計</b>				<b>29,485,816</b>

\*1 実質赤字合計額

一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

\*2 資金不足額合計額

公営企業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

\*3 実質黒字合計額

一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

\*4 資金剰余額合計額

公営企業会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

### 3 実質公債費比率

実質公債費比率は、第3-1表のとおりである。

第3-1表 実質公債費比率

(単位:千円、%)

項目	29年度	28年度	27年度	26年度
地方債の元利償還金(A)	27,404,934	28,443,887	31,078,628	32,172,601
地方債の準元利償還金(B)	56,427,488	55,486,922	53,512,136	52,784,991
地方債償還に充当される 特定財源*1(C)	20,340,326	21,474,289	23,042,045	22,596,415
元利償還金・準元利償還金に係 る基準財政需要額*2算入額(D)	42,381,865	41,923,351	44,000,067	42,179,590
標準財政規模(E)	360,255,112	313,794,978	309,069,873	303,846,781
(A+B)-(C+D)	21,110,231	20,533,169	17,548,652	20,181,587
(E-D)	317,873,247	271,871,627	265,069,806	261,667,191
<b>実質公債費比率(単年度)</b> <b>(((A+B)-(C+D))/(E-D)×100)</b>	<b>6.64108</b>	<b>7.55252</b>	<b>6.62039</b>	<b>7.71269</b>
<b>29年度実質公債費比率</b> <b>(過去3か年平均値)</b>	<b>6.9</b>			/
<b>28年度実質公債費比率</b> <b>(過去3か年平均値)</b>	/	<b>7.2</b>		
<b>早期健全化基準</b>	<b>25.0</b>			
<b>財政再生基準</b>	<b>35.0</b>			

(注) 実質公債費比率(単年度)は小数第6位を四捨五入している。

29年度実質公債費比率及び28年度実質公債費比率は小数第2位を切り捨てている。

<算定式>

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

過去3年間の単年度の実質公債費比率を平均して算出した当年度の実質公債費比率は6.9%となり、早期健全化基準である25.0%を18.1ポイント下回った。

当年度の実質公債費比率(過去3か年平均値)は、前年度に比べ0.3ポイント低下し、単年度の実質公債費比率をみると、当年度は前年度に比べ0.91144ポイント低下している。これは主に標準財政規模(E)が3,602億5,511万円となり前年度に比べ464億6,013万円増加したことによるものである。

地方債の元利償還金(A)の内訳を示すと第3-2表のとおりである。

### 第 3 - 2 表 地方債の元利償還金

(単位:千円)

項 目	29 年度	28 年度	27 年度	26 年度
一般会計等に係る公債費(a)	83,402,575	100,157,647	94,921,793	104,226,486
繰上償還額及び借換債を財源として償還した額(b)	4,776,915	5,203,659	97,632	92,663
満期一括償還地方債の元金に係る分(c)	50,851,833	65,895,421	63,801,835	72,859,345
利子支払金のうち減債基金の運用利子を財源とするもの(d)	1,200,000	1,400,000	1,300,000	1,200,000
減債基金積立不足を考慮して算定した額(e)	831,107	785,320	1,356,302	2,098,123
<b>地方債の元利償還金 (a-b-c-d+e=A)</b>	<b>27,404,934</b>	<b>28,443,887</b>	<b>31,078,628</b>	<b>32,172,601</b>

地方債の準元利償還金(B)の内訳を示すと第 3 - 3 表のとおりである。

### 第 3 - 3 表 地方債の準元利償還金

(単位:千円)

項 目	29 年度	28 年度	27 年度	26 年度
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)	42,112,349	40,690,049	38,322,531	37,529,276
公営企業債の償還の財源に充てたと認められる一般会計等からの繰入金	13,191,625	13,621,589	13,519,614	14,317,708
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	—	—	—	—
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	1,123,514	1,175,284	1,669,991	938,007
一時借入金利子(繰替運用を除く。)	—	—	—	—
<b>地方債の準元利償還金 合計(B)</b>	<b>56,427,488</b>	<b>55,486,922</b>	<b>53,512,136</b>	<b>52,784,991</b>

\*1 特定財源

用途が特定されている財源。実質公債費比率算定に当たっては地方債償還に充当することをあらかじめ想定されていたものを指す。

\*2 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準により行政サービスを行う場合又は標準的な施設を維持するための財政需要を一定の方法により算定した額



## 4 将来負担比率

将来負担比率は、第4-1表のとおりである。

第4-1表 将来負担比率

(単位:千円、%)

項 目	金 額			前年度比
	29年度	28年度	比較増△減	
将来負担額(A)	1,330,850,409	1,299,322,881	31,527,528	102.4
充当可能財源等(B)	943,962,009	977,438,597	△ 33,476,588	96.6
標準財政規模(C)	360,255,112	313,794,978	46,460,134	114.8
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)	42,381,865	41,923,351	458,514	101.1
<b>A-B</b>	<b>386,888,400</b>	<b>321,884,284</b>	<b>65,004,116</b>	<b>120.2</b>
<b>C-D</b>	<b>317,873,247</b>	<b>271,871,627</b>	<b>46,001,620</b>	<b>116.9</b>
<b>将来負担比率 ((A-B)/(C-D)×100)</b>	<b>121.7</b>	<b>118.3</b>		
<b>早期健全化基準</b>	<b>400.0</b>			

<算定式>

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

$$\text{充当可能財源等} = \text{充当可能基金額} + \text{特定歳入見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}$$

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

当年度の将来負担比率は121.7%であり、前年度に比べ3.4ポイント上昇したものの、早期健全化基準である400.0%を下回った。これは主に標準財政規模(C)が3,602億5,511万円となり前年度に比べ464億6,013万円増加したものの、充当可能財源等(B)が9,439億6,200万円となり前年度に比べ334億7,658万円減少したことなどによるものである。

将来負担額(A)の内訳を示すと第4-2表のとおりである。

## 第 4 - 2 表 将来負担額

(単位:千円、%)

項 目	金 額			前年度 比
	29 年度	28 年度	比較増△減	
当年度末一般会計等地方債 現在高	1,053,471,380	1,034,999,720	18,471,660	101.8
債務負担行為に基づく支出 予定額*1	29,342,609	34,475,480	△ 5,132,871	85.1
一般会計等以外の特別会計 に係る地方債償還に充てるた めの一般会計等からの繰入 見込額	142,357,825	156,350,938	△ 13,993,113	91.1
組合等が起こした地方債の償 還に係る負担等見込額*2	—	—	—	…
退職手当支給予定額に係る 一般会計等負担見込額	105,548,468	73,234,247	32,314,221	144.1
設立法人の負債の額に係る 一般会計等負担見込額*3	—	—	—	…
受益権を有する信託に係る一 般会計等負担見込額*4	—	—	—	…
設立法人以外の者のために 負担している債務の額等に係 る一般会計等負担見込額*5	130,127	262,496	△ 132,369	49.6
連結実質赤字額	—	—	—	…
組合等連結実質赤字額相当 額のうち一般会計等負担見 込額*6	—	—	—	…
<b>将来負担額合計(A)</b>	<b>1,330,850,409</b>	<b>1,299,322,881</b>	<b>31,527,528</b>	<b>102.4</b>

当年度の将来負担額は、主に退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額が増加したことにより、前年度に比べ 315 億 2,752 万円増加している。

充当可能財源等(B)の内訳を示すと第 4 - 3 表のとおりである。

### 第 4 - 3 表 充当可能財源等

(単位:千円、%)

項 目	金 額			前年 度比
	29 年度	28 年度	比較増△減	
充当可能基金額*7	234,155,290	227,690,373	6,464,917	102.8
特定歳入見込額*8	250,365,065	264,584,615	△ 14,219,550	94.6
地方債現在高等に係る基準 財政需要額算入見込額	459,441,654	485,163,609	△ 25,721,955	94.7
<b>充当可能財源等合計(㊄)</b>	<b>943,962,009</b>	<b>977,438,597</b>	<b>△ 33,476,588</b>	<b>96.6</b>

当年度の充当可能財源等は、主に地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額及び特定歳入見込額が減少したことにより、前年度に比べ 334 億 7,658 万円減少している。

#### \*1 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為として予算に計上している支出予定額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額で、地方債をその財源とすることができる経費（地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条各号に規定する経費等）に係るもの。その支出額が算定時点において確定しているもののみを算定する。

#### \*2 組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額

当該団体が加入する地方公共団体の組合等が起こした地方債の元金償還に充てるため、当該団体の一般会計等において負担又は補助が必要と認められる額

#### \*3 設立法人の負債の額に係る一般会計等負担見込額

地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

#### \*4 受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額

地方公共団体が受益権を有する不動産の信託のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

#### \*5 設立法人以外の者のために負担している債務の額等に係る一般会計等負担見込額

地方公共団体が設立した一定の法人以外の者のために債務を負担している場合の当該債務及び年度内に償還すべきものとして貸付を行った貸付金（償還財源に借入を行ったものに限る）のうち、当該法人等の財務経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

#### \*6 組合等連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額

本市が加入する組合等の連結実質赤字額に相当する額のうち、本市の一般会計等で実質的に負担することが見込まれる額

#### \*7 充当可能基金額

本市が設置する基金のうち、将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源とすることができる基金の額

#### \*8 特定歳入見込額

将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源に充てることのできる歳入の見込額

## 5 むすび

当年度の健全化判断比率の各比率は、全てにおいて早期健全化基準を下回っていた。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については実質赤字及び連結実質赤字が発生しなかったため、各比率は算出されなかった。

一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する比率を示す実質公債費比率は、標準財政規模が増加したことなどにより前年度から低下している。

また、一般会計等が将来負担すべき地方債等の実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示す将来負担比率は、標準財政規模が増加したものの、充当可能財源等が減少したことなどにより前年度に引き続き上昇している。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律で比率の公表が義務付けられた平成19年度以降の実質公債費比率及び将来負担比率は、早期健全化基準を継続して下回っている。引き続き将来負担を勘案した行財政運営を行い、持続可能な財政基盤の構築に取り組みたい。

# 平成29年度川崎市資金不足比率審査意見

## 第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、特別会計（卸売市場事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び生田緑地ゴルフ場事業特別会計に限る。）及び公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類を照合するとともに、事業管理者等の説明を聴取し、その適正性について審査した。

## 第3 審査の期間

平成30年6月1日から同年8月3日まで

## 第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率は、上に述べた方法により審査した結果、法令の規定に従って適正に算定されていた。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

## 資金不足比率の状況

(単位：%)

会 計 名	29 年度	28 年度	経営健全化基準
病 院 事 業 会 計	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	—	
水 道 事 業 会 計	—	—	
工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	—	
自 動 車 運 送 事 業 会 計	2.7	—	
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	—	—	
港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	—	—	
生 田 緑 地 ゴ ル フ 場 事 業 特 別 会 計	—	—	

(注)資金不足がない場合、資金不足比率は算出されない。

地方公共団体は、公営企業において資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。

自動車運送事業の資金不足比率は2.7%で、経営健全化基準の20.0%を下回った。

病院事業会計、下水道事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、卸売市場事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び生田緑地ゴルフ場事業特別会計は、資金不足が発生しなかったため資金不足比率は算出されなかった。

各会計の資金不足比率の状況は、次のとおりである。

# 1 地方公営企業法適用企業

〈算定式〉

$$\left[ \begin{array}{l} \text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}} \\ \text{事業規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額} \end{array} \right]$$

## (1) 病院事業会計

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス 18 億 6,161 万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位:千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	29 年度	28 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 1,861,610	△ 3,269,677	1,408,067	56.9
流動負債等*1(a)	4,680,751	3,889,804	790,947	120.3
算入地方債現在高*2(b)	—	—	—	…
流動資産等*3(c)	6,542,361	7,159,481	△ 617,120	91.4
事業規模(B)	35,533,947	34,105,112	1,428,835	104.2
(A/B×100)	△ 5.2	△ 9.5		
<b>資金不足比率</b>	—	—		
<b>経営健全化基準*4</b>	<b>20.0</b>			

(注)資金剰余額がある場合、資金不足額は負の値で表示される。この場合資金不足比率は算出されない。以下の表について同じ。

## (2) 下水道事業会計

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス 90 億 3,373 万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位:千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	29 年度	28 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 9,033,739	△ 6,688,976	△ 2,344,763	135.1
流動負債等(a)	11,616,660	11,984,755	△ 368,095	96.9
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
流動資産等(c)	20,650,399	18,673,731	1,976,668	110.6
事業規模(B)	33,270,116	33,461,437	△ 191,321	99.4
(A/B×100)	△ 27.1	△ 19.9		
<b>資金不足比率</b>	—	—		
<b>経営健全化基準</b>	<b>20.0</b>			

### (3) 水道事業会計

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス 111 億 861 万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位:千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	29 年度	28 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 11,108,618	△ 11,177,073	68,455	99.4
流動負債等(a)	7,518,889	6,771,120	747,769	111.0
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
流動資産等(c)	18,627,507	17,948,193	679,314	103.8
事業規模(B)	28,688,053	28,519,063	168,990	100.6
(A/B×100)	△ 38.7	△ 39.1		
<b>資金不足比率</b>	—	—		
<b>経営健全化基準</b>	<b>20.0</b>			

### (4) 工業用水道事業会計

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス 75 億 305 万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位:千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	29 年度	28 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 7,503,055	△ 6,283,027	△ 1,220,028	119.4
流動負債等(a)	845,355	1,431,605	△ 586,250	59.0
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
流動資産等(c)	8,348,410	7,714,632	633,778	108.2
事業規模(B)	7,018,969	7,043,399	△ 24,430	99.7
(A/B×100)	△ 106.8	△ 89.2		
<b>資金不足比率</b>	—	—		
<b>経営健全化基準</b>	<b>20.0</b>			



## (5) 自動車運送事業会計

当年度の資金不足比率は、2.7%となったものの、経営健全化基準の20.0%は下回った。これは、前年度に比べ流動資産等が2億553万円(16.0%)増加したものの、流動負債等が4億5,731万円(36.4%)増加したことにより、資金不足額(A)が2億2,495万円となったことによるものである。

(単位:千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	29 年度	28 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	224,959	△ 26,819	251,778	△ 838.8
流動負債等(a)	1,714,036	1,256,721	457,315	136.4
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
流動資産等(c)	1,489,077	1,283,540	205,537	116.0
事業規模(B)	8,111,011	7,935,989	175,022	102.2
(A/B×100)	2.7	△ 0.3		
<b>資金不足比率</b>	<b>2.7</b>	<b>—</b>		
<b>経営健全化基準</b>	<b>20.0</b>			

### \*1 流動負債等

流動負債の額から控除すべき企業債、未払金等を控除した額

### \*2 算入地方債現在高

建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

### \*3 流動資産等

流動資産の額から控除すべき財源等を控除した額

### \*4 経営健全化基準

公営企業の経営の健全化を図るべき基準として政令で定める数値。地方公共団体は、資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

## 2 地方公営企業法非適用企業

$$\begin{aligned}
 & \text{＜算定式＞} \\
 \text{資金不足比率} &= \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}} \\
 \text{事業規模} &= \text{営業収益に相当する額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}
 \end{aligned}$$

### (1) 卸売市場事業特別会計

当年度の資金不足比率は、資金不足、資金剰余ともに発生しなかったため算出されなかった。

(単位:千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	29 年度	28 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	—	—	—	…
歳出額(a)	1,669,337	1,601,224	68,113	104.3
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
歳入額等(c)	1,669,337	1,601,224	68,113	104.3
事業規模(B)	915,670	914,357	1,313	100.1
(A/B×100)	—	—		
<b>資金不足比率</b>	—	—		
<b>経営健全化基準</b>	<b>20.0</b>			

### (2) 港湾整備事業特別会計

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス1,092万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位:千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	29 年度	28 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 10,920	△ 22,190	11,270	49.2
歳出額(a)	1,837,141	2,753,156	△ 916,015	66.7
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
歳入額等(c)	1,848,061	2,775,346	△ 927,285	66.6
事業規模(B)	807,412	754,131	53,281	107.1
(A/B×100)	△ 1.3	△ 2.9		
<b>資金不足比率</b>	—	—		
<b>経営健全化基準</b>	<b>20.0</b>			

### (3) 生田緑地ゴルフ場事業特別会計

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス1億9,283万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位:千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	29 年度	28 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 192,833	△ 234,343	41,510	82.3
歳出額(a)	400,956	334,954	66,002	119.7
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
歳入額等(c)	593,789	569,297	24,492	104.3
事業規模(B)	1,182,718	362,057	820,661	326.7
(A/B×100)	△ 16.3	△ 64.7		
<b>資金不足比率</b>	—	—		
<b>経営健全化基準</b>	<b>20.0</b>			

### 3 むすび

当年度は、自動車運送事業会計において資金不足が発生し、資金不足比率は2.7%となった。経営健全化基準20.0%は下回っているものの、適切な資金管理を行うとともに、より一層の経営改善に努められたい。

自動車運送事業会計以外の全ての会計においては資金不足が発生していないため、資金不足比率は算出されていない。これらの会計においては、引き続き資金需要の的確な把握に努めるとともに、安定した経営基盤の構築を望むものである。